

施工体制台帳を提出する際に用いるチェックリストの運用

甲州市

○目的

受注者が作成する「施工体制台帳及び添付資料」について、監督員へ提出する際のチェックリストを設け、下請負契約が「建設業法」や「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」等の法令に違反することがないように発注者及び受注者の双方で確認し、適正な下請負施工が確保されることを目的とする。

○様式（チェックリスト）

- ①：【別紙－１、施工体制台帳（写し）提出時のチェックリスト】
 - ②：【別紙－２、下請負契約書記載事項のチェックリスト】
 - ③：【別紙－３、再下請負通知書のチェックリスト（元請業者確認用）】
 - ④：【別紙－４、建設工事の従業者に関する事項（作業員名簿等記載事項）のチェックリスト（元請業者確認用）】
 - ⑤：【別紙－５、特定専門工事の合意内容チェックリスト（元請業者確認用）】
- ※④、⑤は今回追加

○作成

チェックリストは、甲州市のホームページからダウンロードすること。
山梨県の様式でも可能とする。（山梨県公共事業ポータルサイト（情報公開サービス→様式配布→落札者向け資料）又は山梨県ホームページの技術管理課サイト）

公共工事の受注者（元請）は、法令を遵守するとともにチェックリストの内容を確認し、必要な書類を作成後、チェックリストと併せ、工事打合簿に添付して提出するものとする。

○受注者及び発注者が行う資料の確認及びチェックリストの運用手順

【受注者】

- ①【別紙－１、施工体制台帳（写し）提出時のチェックリスト】に、確認事項その他必要事項を記入する。
- ②【別紙－２、下請負契約書記載事項のチェックリスト】により下請負契約書記載事項に不備がないか、下請負業者に対する支払い条件等について建設業法を遵守した内容となっているかを下請負契約毎（２次下請負契約以下も含め全て）に確認する。
- ③元請け業者は、【別紙－３、再下請負通知書のチェックリスト】により再下請負契約毎に確認を行なう（２次以下の再下請負が発生した場合に随時）。
- ④元請け業者は、【別紙－４、建設工事の従業者に関する事項（作業員名簿等記載事項）のチェックリスト】により当該現場の従業者に関する事項（氏名、生年月日、年齢、職種、社会保険の加入状況等）を下請負契約毎（２次下請負契約以下も含め全て）に確認する。
- ⑤特定専門工事（型枠工事又は鉄筋工事）があり、当該下請けに主任技術者を配置しない場合、元請業者は、【別紙－５、特定専門工事の合意内容チェックリスト】により下請負契約毎（２次下請負契約以下も含め全て）に確認する。

⑥【別紙ー 1、施工体制台帳（写し）提出時のチェックリスト】及び「(参考)発注者に提出する書類」を確認のうえ、チェックリストとともに所要の書類を監督員へ提出する。変更時は、更新部分を赤字又は太字で示したうえで監督員へ提出する

※④、⑤は今回追加

【監督員】

- ①受注者が必要事項を記入したチェックリストにより、提出書類に不足がないことを確認する。
- ②疑義がある場合は受注者に問い合わせ、必要に応じて指導を行ない、是正を求める。
- ③常に最新の施工体系図を整理し、施工体制を把握しておく。

○適用

令和3年5月20日以降に契約する工事から適用する。

既に契約してある工事については、令和3年5月20日以降に新たな下請負契約を締結するものから適用とする。